



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話 03-3526-4277 FAX 03-3526-4276

担当 上野

最低賃金法が改正されます！！

最低賃金は都道府県ごとに地域別と特定の産業別が定められています。
両方に適用するようであれば、高い方の最低賃金が適用されます。

平成20年7月1日施行

罰金がUP

例えば、
地域別最低賃金の
不払いは
罰金上限が2

50万円



適用除外規定の見直し

適用除外

- 試用期間中の者
 - 職業訓練中の者
 - 障害者
 - 軽易な業務に従事する者
 - 断続的業務に従事する者
- かつ

「都道府県労働局長の許可を受ける」

最低賃金の減額が認められます！

(例： の場合、通常の 2割まで減額可)

派遣労働者の最低賃金の変更



派遣先の地域(産業)の最低賃金が
適用されます。ご注意ください！！

平成20年4月7日労働新聞より

厚生労働省は、7月1日に施行を予定している改正最低賃金法に沿って省令を見直した。新設した最低賃金の減額率では、試用期間中の労働者に対し、8割以上を支払わなければならないとしている。

同省令は、改正最低賃法に対応し、最賃額表示の時間額への一本化に伴う換算方法や、一定の労働者(厚生労働省は、7月1日に施行を予定している改正最低賃金法に沿って省令を見直した。新設した最低賃金の減額率では、試用期間中の労働者に対し、8割以上を支払わなければならないとしている。

新設した最賃減額率の設定では、対象労働者を障害者、試用期間中の者、職業訓練中の者、軽易な業務に従事する者、断続的業務に従事する者の5つとし、それぞれの減額率・減額方法を明らかにした。

試用期間中の者は、法定の休業補償が6割であることから勘案し、支払下限を8割(減額率20%)とした。断続的労働に従事する者に対する減額率の設定方法は、1日当たりの所定労働時間から1日当たりの実作業時間を控除して得た時間数に40%を乗じて得た時間数を所定労働時間数で除した率とした。

最賃額表示の時間額へ

試用期間中は2割

改正最賃法
省令見直し
減額率上限を設定

7月1日施行

の一本化について、月給で支払われている賃金の場合、その金額を月の所定労働時間数で除した金額を最賃額とする。月により所定労働時間が違うときは、1年間における1月の平均所定労働時間数で除した金額とする。



その他・・・

最低賃金の単位の変更

日給・週給・時間額 時間給のみ

* その他詳細等は弊社までお問い合わせください。

～36協定締結・届出を忘れずに！！～

昨年の4月に36協定を締結していませんか？

有効期間の期限が迫っている会社は、36協定の締結・届出を忘れずにしましょう。